主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木顕藏の上告趣意のうち、憲法三一条、三二条違反をいう点は、控訴裁判所が控訴趣意に対する判断を遺脱した旨の主張は、単なる訴訟法違反の主張にすぎず(昭和二六年(あ)第三一三〇号同二七年一月一〇日第一小法廷判決、刑集六巻一号六九頁参照)、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五四年一二月二一日

最高裁判所第二小法廷

頼	重	本	塚	裁判長裁判官
— 郎	喜	塚	大	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	官	野	鹽	裁判官